

(平成26年3月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、申立期間②から④までについては、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万円、申立期間②及び③は16万6,000円、申立期間④は16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。当該期間について、賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与計算書により、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において17万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、16万2,000円又は16万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与計算書により確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③は16万6,000円、申立期間④は16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 8 月 1 日から 26 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 8 月から 26 年 9 月末までA事業所(現在は、B社)で働いた。記録が無いことに納得できない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人がA事業所において昭和19年8月1日に被保険者資格を取得した記録が確認できるものの、資格喪失日の記載が確認できない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年8月1日から20年8月15日までのについては、申立人が主張する終戦前のA事業所における仕事内容が、B社の回答と符合していることから、申立人は終戦まではA事業所に勤務していたものと推認される。

また、前述の労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A事業所の事業所記号が記載されていることから、同事業所は労働者年金保険の適用事業所となっていたものと推認できるが、同事業所に係る申立期間当時の被保険者名簿が確認できないことから、保険出張所(当時)の記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出(厚生年金保険法は、同年6月1日から同年9月30日までが準備期間となり、保険料徴収については同年10月1日から行われたため、準備期間中に資格取得手続が行われても厚生年金保険被保

険者資格は同年10月1日からとなる。)を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月16日から26年10月1日までについては、申立人から戦後のA事業所における仕事内容の回答が得られないこと、及びB社が、「当時の資料が残存せず不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間において確認できるA事業所に係る昭和23年1月5日以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和23年1月5日から26年10月1日までに記録が確認できる複数の同僚に確認したが、申立人を記憶している者はいない上、申立人は当該期間に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和20年8月16日から26年10月1日までににおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月3日から同年3月1日まで
申立期間は、A社からB社に異動した時期であり、継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社から関連会社であるB社へ異動した複数の同僚の証言及び当該同僚の雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日を確認できる資料等はないが、B社は昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年1月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も既に他界しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月3日から同年3月1日まで

B社に入社するに当たり、研修のためA社に派遣された。研修終了後は、B社に勤務となったが、その間の年金記録に空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における申立人の上司の証言、申立人と同時期にA社から関連会社であるB社へ異動した複数の同僚の証言及び当該同僚の雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日を確認できる資料等はないが、B社は昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年1月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も既に他界しており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和49年3月末日をもってC事業所を退職した。その際、引っ越しのため月末近くまで勤務し、数日間の有給を取得した。3月分の給与は減額されること無く支給された記憶があるので、保険料は通常どおり控除されていたはずである。申立期間①の記録が無いのは同事業所の届出ミスだと思うので、調査をして記録を訂正してほしい。

私が勤務したA法人は、複数の事業所があり、事業所間の異動があった。私は、同法人に在職中に数回の異動があったが、申立期間②のみ被保険者記録が無い。同法人に私の人事記録が保存されているはずなので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A法人から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同法人に継続して勤務し（昭和52年4月1日に同法人B事業所から同法人D事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA法人B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年2月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、C事業所において、昭和49年3月31日まで在籍していたと主張している。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のC事業所における離職日は昭和49年3月30日であることが確認できる。

また、C事業所は、既に閉鎖しており、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業主及び事務担当者が既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間①当時にC事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人を記憶しているが、申立人の勤務の状況や退職日について、証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8357

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月から 4 年 8 月まで

平成 3 年 7 月から 6 年 3 月まで A 社から B 社へ出向し、両社から給与の支給を受けていた。出向の際に A 社から給与額は出向前の同社で受け取っていた金額と同額が支給されると言われており、実際、B 社から受け取った給与額と出向前の A 社で受け取っていた給与額との差額については、同社から給与として支給されていた。

申立期間について、年金記録では、A 社及び B 社の両社から受けていた給与額より低い標準報酬月額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立期間及びその前後の期間に係る同社の給与等明細票及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるところ、同社は、「申立人は、平成 3 年 7 月から 6 年 3 月まで B 社へ在籍出向しており、同社出向期間の厚生年金保険料は、A 社と B 社支給の合計額に見合う保険料を A 社が控除した。」と回答している。

一方、前述の給与等明細票及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿を検証すると、申立人に係る出向後の A 社における報酬額は、出向前の報酬額と比べて著しく低額となっている。

しかしながら、A 社は、「申立人とは、B 社出向期間における給与が A 社で

の給与を下回る分について、同社が支給することで取り決めを行った。」と回答しているところ、C企業年金基金における申立人の申立期間の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立人は、申立期間においても、A社及びB社から申立期間前の給与が支給されたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は「給与控除データを突合の上、厚生年金保険料を納付していることから、給与等明細票及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の控除額に見合う厚生年金保険料を納付している。」と主張しているが、この主張を裏付ける資料等はなく、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8358

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、会社名の変更はあったものの、B社からA社に引き続いて勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るB社及びA社の状況並びに自身の勤務について具体的に回答している上、当該回答が、同僚から提出された「A社の社報」の記載内容と符合していることから判断すると、申立人は、申立期間においてB社又はA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうちの同僚二人から提出された給与明細書及び当該同僚の証言から判断すると、当該同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成9年12月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、申立人のA社に係る厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ平成9年12月2日であり、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、会社名の変更はあったものの、B社からA社に引き続いて勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び申立人が名前を挙げている同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてB社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうちの同僚二人から提出された給与明細書及び当該同僚の証言から判断すると、当該同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成9年12月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、申立人のA社に係る厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ平成9年12月2日であり、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 31 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、昭和35年7月頃から43年12月末までA社（現在は、B社）下請のC事業所に所属し働いており、42年2月1日から退職するまで厚生年金保険に加入したはずなのに、43年5月31日に資格喪失している。

申立期間は、A社D出張所及び同社E出張所で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社の厚生年金保険被保険者整理名簿の記載及び同僚の証言から判断して、勤務していた現場及び期間は特定できないものの、申立人が昭和43年5月以降も同社で勤務していたこととはうかがえる。

しかし、上記厚生年金保険被保険者整理名簿により確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和43年5月30日であり、当該名簿に記載されている申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録とおおむね一致している。

また、B社は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入基準は、それぞれの現場によって異なっていた。」と回答しているところ、上記厚生年金保険被保険者整理名簿の申立人の備考欄には、「43.6.25 E出張所」と記載されているものの、申立人と同様に備考欄に日付及びE出張所の記載が確認できる複数の同僚も、当該日付の時期における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が、A社の下請のC事業所で一緒に勤務していた同僚として名前を挙げている7人とは連絡が取れない上、他の複数の同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる回答は得

られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 55 年 12 月から 57 年 1 月まで
③ 昭和 57 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 9 月 26 日から同年 10 月 26 日まで

申立期間①について、A社に昭和 53 年 1 月 10 日から勤務したため、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、A社を退職後、同社の取引先だった問屋の紹介でB社に入社した。勤務期間をはっきり覚えていないものの、記憶する同僚は厚生年金保険の被保険者となっているため、私だけ記録が無いのはおかしい。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③及び④は、C社に昭和 57 年 2 月に入社し、同年 10 月に退社したと思う。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C社及びD社は一体的な経営であったことから、同社で厚生年金保険の被保険者となっている可能性もあるため、同社についても併せて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致している上、当該名簿に不自然な訂正等は見当たらない。

また、雇用保険の記録によれば、申立人のA社における資格取得日は、昭和 53 年 7 月 1 日であり、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認できる上、雇用保険の支給記録によれば、申立人は、52 年 12 月 21 日にE社を離職した後、53 年 1 月 11 日に求職の申込みを行い、申

立期間①の大半の期間である同年2月18日から同年6月27日までの期間について、基本手当（失業手当）を受給していることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶する複数の同僚の氏名がB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、当該同僚のうち連絡先が特定できた3人に照会したところ、1人から回答があり、「期間は覚えていないが、申立人と一緒に働いた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は当該期間以前の昭和55年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に同社が適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記簿謄本によると、同社は、59年12月*日に解散しており、当時の事業主は既に他界していることから、当該期間の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人のB社に係る雇用保険の記録も確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番は無く、当該名簿に不自然な訂正等も見当たらない。

申立期間③について、C社から提出された社員名簿、同社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は昭和57年3月1日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人は昭和57年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同日は健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の資格取得日と一致している。

また、C社は、「申立人は、昭和57年3月1日から同年3月31日までは試用期間であり、パートとして雇用し、同年4月1日から同年9月25日までは正社員として雇用した。高校卒業時に公共職業安定所の紹介で入社した者は試用期間が無かったが、そうでない者は試用期間を設ける場合もあった。」と回答している。

さらに、C社は、「源泉徴収簿や賃金台帳は平成元年以降のものしか保管しておらず、当該期間に係る保険料控除について確認できない。」と回答している。

申立期間④について、申立人は「C社に半年以上は勤めていた記憶があるので、昭和57年10月に退社したと思う。」と主張しているものの、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、昭和57年9月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、

同日は被保険者原票の資格喪失日と一致している。

また、申立人の雇用保険の記録によれば、申立人のC社における離職日は昭和57年9月25日であり、同社における厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、雇用保険の支給記録によれば、申立人は、申立期間④の期間中である同年10月18日に求職の申込みを行い、同年10月25日から58年1月5日までの期間について、基本手当（失業手当）を受給していることが確認できる。

さらに、前述のとおり、C社は給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していないことから、同社の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、申立人は、申立期間③及び④について、C社の関連会社であるD社で厚生年金保険の被保険者となっていた可能性があるとして主張している。

しかしながら、D社は当該期間において適用事業所であるものの、同社に係る被保険者原票に、申立人と考えられる記録は見当たらない上、当該期間に同社で資格取得している者の被保険者原票の被保険者整理番号に欠番は無く、当該被保険者原票の記録に不自然な訂正等は見当たらない。

また、D社の事業主は既に他界しており、同社に文書照会したが回答は無く、現在の事業主の連絡先も不明である上、同社で当該期間に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は既に他界しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 1 月 25 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録は、A社で昭和 35 年 1 月 25 日資格取得とされているが、同社には 31 年 4 月から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、申立人が中学校を卒業したと考えられる昭和 32 年 4 月以降において、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は他界しており、当時の取締役も「古いことなので不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間の一部を含む、昭和 29 年 9 月から 34 年 4 月までの約 4 年半の間に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない。

さらに、申立人と同日の昭和 35 年 1 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、自身の入社時期について、「昭和 31 年 3 月頃にA社に入社した。」と証言している上、申立人より後の 35 年 2 月 1 日に資格取得している 3 人の同僚も、自身の入社時期について、「中学校卒業後の昭和 33 年 4 月にA社に入社した。」と証言していることから、申立期間当時、A社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8363

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 52 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 50 年 9 月頃から A 事業所に勤務したが、申立期間の被保険者記録が無い。しかし、私は、入社した時に年金手帳を提出したことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月5日以降はA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及びその妻は死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間前後にA事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚について、雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致していない上、同事業所の複数の同僚が「A事業所では、見習期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入していない。」と証言していることから、同事業所は、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8364（富山厚生年金事案 762 及び 869 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月1日から26年3月1日まで
② 昭和30年11月1日から35年3月1日まで

私は、昭和25年8月から26年12月までA社（現在は、B社）に、32年2月から34年12月までC社に勤務したのに、これらの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できず第三者委員会に申し立てたところ、平成23年6月15日付けで認めることはできないと通知をもらった。

この審議結果に納得できず、新たな資料を提出するほか、当時の同僚の名前を挙げ、前回の申立期間を変更して再度申立てを行ったが、平成24年3月28日付けで認めることはできないと通知をもらった。

これまで2回の申立ての審議結果に納得できず、今回、新たな資料は無いが、A社については入社間もない12月の配達が忙しかったこと等を思い出し、C社についても様々なことを思い出したので、前回の申立期間を変更し、再度申立てをするので、審議の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立て（申立期間を昭和25年8月から26年12月までとする申立て）については、A社の同僚の証言から判断して、具体的な時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはいずれも、i) B社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していること、ii) 当時の事業主及び事務担当者の連絡先が明らかでなく、連絡先を確認できた複数の同僚からも、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて、証言が得られないことなどから、また、申立期間②に係る申立て（申立期間を32年2月から34年12月までとする申立て）については、C社の同僚の証言から判断して、具体的な時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはいずれも、i) 同社は既に解散している上、当時の事業主からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言が得られないこ

と、ii) 連絡先を確認できた複数の同僚からも、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないことなどから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年6月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、新たな資料としてA社の当時の役員が選挙に当選した旨の新聞記事及び時効特例給付支払決定通知書を提出するとともに、新たに申立期間①（申立期間を昭和25年8月1日から26年12月28日までとする申立て）及び②（申立期間を32年2月1日から35年1月30日までとする申立て）当時の同僚の名前を挙げ、申立期間②の終期を34年12月から35年1月30日に変更した上で、2回目の申立てを行っている。

これに対し、年金記録確認富山地方第三者委員会は、i) 申立人から新たに提出された資料では、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立期間①のA社及び申立期間②のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が新たに名前を挙げた同僚については、いずれも被保険者記録が確認できない上、当該同僚の連絡先も明らかでないことから、申立期間①及び②当時の両事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できないことなどから、既に同委員会の決定に基づく平成24年3月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料や事実は無いが、これまで2回の申立ての審議結果に納得できず、A社については入社間もない12月の配達が忙しかったこと等を思い出し、C社についても様々なことを思い出したので、前回の申立期間を変更し、再度申立てをするので、審議の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。」と主張し、申立期間①の始期を昭和25年8月1日から24年12月1日に、終期を26年12月28日から同年3月31日に、また、申立期間②の始期を32年2月1日から30年11月1日に、終期を35年1月30日から同年3月1日に変更して3回目の申立てを行っている。

これに対し、申立人は、申立期間①及び②についてそれぞれ申立期間を変更しているところ、申立期間①については、今回の申立てにおいて変更した期間を含めた同僚照会を当初の申立てに係る調査の際に行っており、申立期間②については、新たに同僚17人に照会したが、申立人のC社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて新たな証言は得られず、申立期間①及び②当時の両事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほかに年金記録確認富山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A組合（現在は、B組合）において被保険者であった期間は昭和27年8月1日から28年1月1日までとされているが、私の記憶では、27年4月以降は花嫁修業をしており、当該期間は働いていないと思う。

実際にA組合に勤務していたのは、昭和24年4月から27年3月までだと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合における同僚は、「申立人がA組合に勤務していたことは覚えているが、在籍していた期間までは覚えていない。」と回答していることから、時期は特定できないものの、申立人は、同組合に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A組合を承継するB組合は、「申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者であった者は、20人であったことが確認できるところ、そのうち17人は死亡又は連絡先が不明であり、残りの3人に照会したものの、回答が得られた前述の同僚は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないし、社会保険事務の担当者も覚えていない。」としていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言が得られない。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚10人について、申立人は、「私がA

組合に勤務し始めた昭和24年4月には、既に在籍していたと思う。」と述べているものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚10人のうち8人は昭和25年6月1日付けで、1人は29年3月1日付けでA組合の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同組合においては、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 3 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、知人の紹介により、A社に昭和33年4月から38年8月まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る被保険者記録によると、昭和35年6月1日に資格取得となっており、申立期間の記録が無いことが分かった。同社には、前の会社を退職してすぐに勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚を含む複数の同僚が「A社の厚生年金保険の被保険者記録は、入社と同時ではない。」と証言していることから、同社では申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、A社の給与計算及び社会保険加入手続等の事務は、社長が行っていたが、同社の給料は現金手渡しであり、給料袋に支払額が記載してあるだけで、明細書などは無かったため、保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と証言している。

さらに、A社は、昭和43年5月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間における保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 42 年 9 月 21 日まで

私は、A社退職後の昭和 42 年 11 月 9 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、請求した覚えは無く、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年9月21日の前後2年以内に資格を喪失し、受給要件を満たした27人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚が、「会社が脱退手当金の手続をしてくれたと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年11月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。